

低入札価格調査制度

低入札価格調査制度は、調査基準価格に満たない額で入札が行われた場合に、その価格によって契約内容を適正に履行できるかどうかについて調査・審査・判断をするために設けられた制度です。

低入札価格調査の対象： 予定金額 1,000 万円以上の工事

調査基準価格の設定（率は国・県に準じている）

- ①直接工事費 × 95%の額
- ②共通仮設費 × 90%の額
- ③現場管理費 × 80%の額
- ④一般管理費 × 55%の額

①+②+③+④の合計額を基礎とするが、設定割合は予定金額の70%～90%の範囲とする。

※ 上記、要綱は平成25年6月1日より施行する。